

豊川市監査公表第27号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月29日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（市民部音羽支所）

監査実施期間 平成28年11月 7日から
平成29年 2月 8日まで

豊川市監査公表第14号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 公金取扱事務において、収納した公金を、教育委員会から預かった収納金分も含めて払い込んでいる方法は、出納員及び分任出納員に関する規則（昭和52年豊川市規則第18号）に定められた方法ではないため、関係部署と協議のうえ、適正な事務の執行について改善を図らねたい。</p>	<p>平成29年5月1日から、教育委員会各課で収納した公金は、それぞれの課で金融機関に払い込み、支所では預からないこととした。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年5月18日現在のものである。